

パブリックコメントの結果について

平成24年2月15日

国土交通省 九州地方整備局

意見募集の概要・結果について

大分川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階(2回)でパブリックコメントを行っています。なお、第1回意見募集の結果、3名のみであったことから、第2回意見募集において再度意見募集を行っています。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりです。

【第1回意見募集(パブリックコメント)】

1-1. 意見募集の概要

(1)意見募集対象

- ①「複数の治水対策案の立案について」
- ②「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

(2)募集期間

平成23年3月23日～平成23年4月21日

(3)意見の提出方法

- ①郵送・②FAX・③電子メール・④回収箱への投函

1-2. 意見募集結果の概要

(1)意見提出

3(個人2、団体1)、意見8件

(2)意見概要

- ①これまでに提示した「複数の治水対策案の立案」、「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案」以外の立案に対するご提案は無かった。
- ②「複数の治水対策案の立案」、「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案」に対する意見は、各治水対策案の立案等についてご意見があった。

意見募集の概要・結果について

【第2回意見募集(パブリックコメント)】

1-1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- ①「概略評価による治水対策案の抽出について」
- ②「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」
- ③「複数の治水対策案の立案について」
「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」

(2) 募集期間

平成23年8月1日～平成23年8月31日

(3) 意見の提出方法

- ①郵送・②FAX・③電子メール・④回収箱への投函

1-2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出

7(個人6、団体1)、意見35件

(2) 意見概要

- ①これまでに提示した「概略評価による治水対策案の抽出」、「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「複数の治水対策案の立案」、「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案」以外の抽出及び立案に対するご意見は無かった。
- ②「概略評価による治水対策案の抽出」、「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「複数の治水対策案の立案」、「複数の利水対策案並びに複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案」に対する意見は、各対策案等についてご意見があった。

パブリックコメントにより寄せられた ご意見に対する検討主体の考え方

本資料は、パブリックコメントにより寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(1/7)

第1回 パブコメ 意見募集期間【H23.3.23～H23.4.21】

NO.1

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「複数の治水対策案の立案について」】		
①	<p>【治水対策案の検討の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現不可能なものは外し、検討に値するものを5案程度に絞って今後検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・大分川ダムの検証に係る検討においても、これに基づき、予断無く幅広い方策を組み合わせて大分川ダム案以外の15案の治水対策案を立案した上で、概略評価を行い、7案を抽出しました。
②	<p>【芹川ダムを含む案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芹川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価 「芹川ダムかさ上げ案 「実現性 「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」」」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。
③	<p>【その他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の異常気象による被害を最小限にとどめる為、大分川ダムの早期完成を。 ・現在の計画を早急に着工して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(2/7)

第1回 パブコメ 意見募集期間【H23.3.23~H23.4.21】

NO.2

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「複数の利水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について」】		
①	<p>【芹川ダムを含む案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芹川ダムかさ上げ、他用途容量(利水容量等)買上げの場合、ダム下流の発電所への影響を与える場合、協議が必要となる。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」4ページの「新規利水対策案評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」4ページの「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「芹川ダムかさ上げ案」及び「芹川ダム発電容量買い上げ案」における「実現性」「その他の関係者等との調整の見通しはどうか」において、関係機関等との調整が必要となることを記載しています。
②	<p>【その他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画を早急に着工して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(3/7)

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.3

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「概略評価による治水対策案の抽出について」】		
①	<p>【芹川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げにより影響がある発電所の移転、減電補償が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の「発電所の移転、減電補償」については、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」4ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価 「コスト 「完成までに要する費用」」において、芹川ダムの工事期間中の減電補償、芹川第三発電所の移転、減電補償について、一定の仮定に基づき算出した概算額を計上しています。
②	<p>【芹川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の電力事情から考えたとき減電が生じる様な事業は行うべきでない。 ・出水期と被るかんがい期間中にかんがい容量が全くなってしまうことから、周辺地域の農業に対する影響はかなり大きいと推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・芹川ダム発電容量買い上げ案については、「大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回) 資料-4」8ページにおいて、概略評価による治水対策案の抽出で示しているとおり、芹川ダム発電容量買い上げ案はコストの面から抽出しておりません。なお、ご指摘の減電補償については、「同資料-4」8ページにおいて減電補償も含めた概算額を計上しています。
③	<p>【芹川ダム操作ルールの見直し案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ルールの見直しだけで必要な洪水調節効果を得られるのか疑問がある。 ・操作ルールの見直しに伴い、下流の河川・構造物に影響が生じることが懸念される。 ・洪水調節操作に係る職員の負担が重くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芹川ダム操作ルールの見直し案においては、芹川ダムの操作ルールの見直しにより一定の洪水調節効果を得られることを想定しており、不足分については、河道の対策との組み合わせにより対応することとしています。 ・現在の芹川ダムの操作ルールの見直しに伴い、同一の流入波形を用い下流への初期放流量について比較した結果、操作ルールを変更することにより、初期放流量は増加することとなります。その結果、芹川と大分川本川合流地点から下流に設置されている、九州電力株式会社が所管している篠原ダムの洪水時の操作へ影響を及ぼすことが考えられます。 ・そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価 「実現性 「その他の関係者等との調整の見直しはどうか」」において、ダム操作を頻繁に行うことになると記載しています。
④	<p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。 ・輪中堤内には、(大分川ダムの)水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」における「持続性 「将来にわたって持続可能といえるか」」において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・塵芥処理の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」6ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価 「地域社会への影響 「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」」において、水田等は常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想されることを記載しています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(4/7)

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.4

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑤	<p>【ダム事業の検証の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むずかしい表現をやめ、一般の人の意見を求めやすくし、真の多数意見を求める方法を考えるべき。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えており、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・表現につきましては、わかり易くなるように努めて参ります。
⑥	<p>【大分川ダム基本計画における新規発電事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の子供達のために、「大分川ダム事業」に「水力発電」を計画してもらいたい。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業については、大分川ダムの事業目的には含まれていませんが、平常時において下流に放流する流水を利用した管理用小水力発電の導入について検討を実施しています。
⑦	<p>【その他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。 ・とにかく早く着工を望みます。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
⑧	<p>【大分川ダム案における環境への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムについて、濁水時及び降雨時にダム下流の河川にごり水が出ないような対策として、複式ダム方式にしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「従来のダムの代替案検討においては、安全性、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、①に掲げる方策を組み合わせで立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)に示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)イ)水環境に対してどのような影響があるか」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・これに基づき大分川ダムの事業の検証においては、立案した治水対策案について、水質、水環境の観点から評価を行い、大分川ダム案については、濁度(にごり)は、ダム建設前後での変化は小さいことが予測されることから、ご提案頂いた複式ダム方式といった濁水対策施設につきましては計画していません。 ・なお、一般的にダム事業では、ダム下流の冷水対策、濁水対策として、選択取水設備を設置することとしており、大分川ダム案については、選択取水設備を設置することとしています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(5/7)

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.5

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑨	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマメ、アマゴを放流し、ダム湖で釣りが出来るようなダム湖及び河川の整備を望む。 ・ダム湖内をお借りしワカサギ漁が出来るようにお願いします。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・大分川ダム案となった場合は、運用する際にダム湖及び河川の適正な利用等について、地域の皆様や関係機関と協議を行い、適切に対処して参ります。
【「概略評価による利水及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出について】		
①	<p>【芹川ダムかさ上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムをかさ上げすることにより、水圧で崩壊するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芹川ダム完成から約50年経過していることから、芹川ダムのかさ上げを行う場合には、現施設を活用したダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると考えており、そのため、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」4ページの「新規利水対策案の評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」4ページの「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「実現性 「技術上の観点から実現の見通しはどうか」」において、芹川ダムのかさ上げが技術的に問題はないか、詳細な調査が必要であると記載しています。
②	<p>【芹川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の渇水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略) 河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。(略) 立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」4ページの「新規利水対策案の評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」4ページの「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「実現性 「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」」において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨を記載しています。
③	<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略) 河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる。(略) 立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」5ページの「新規利水対策案の評価軸ごとの評価 「環境への影響 「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」」」において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起こすおそれがあることを記載しています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(6/7)

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.6

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
④	<p>【ダム完成後の運用・利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏場の渇水時にダムより下流の水が、酸欠状態になり魚族が死滅するのを防ぐ為、漁協から要請のある時は、ダム湖の水を余分に放流してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム案となった場合は、ダムの運用の際には関係行政機関と協議を行い、適切に対処していくこととなります。
⑤	<p>【ダム以外の案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムが出来ない場合は、現在進行中の河川を元の状態にもどし魚類の上り下りが出来る様な川にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム案以外の案になった場合は、大分川ダム建設予定地周辺の河川については、原形復旧を図っていくこととなります。
⑥	<p>【その他のご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の計画である、大分川ダム建設を進めて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大分川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。 ・なお、大分川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

寄せられたご意見と検討主体の考え方(7/7)

第2回 パブコメ 意見募集期間【H23.8.1～H23.8.31】

NO.7

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【「複数の治水対策案の立案について」または「複数の利水対策案並びに流水の正常な機能の維持対策案の立案について」】		
①	<p>【遊水地案】及び【輪中堤案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分川の下流域は都市化され、支川の流域はほとんど優良農地であることから除外すべきである。 ・輪中堤内には、(大分川ダム)の水没者の生活再建のための代替農地が存在することから用地交渉は長期に亘り難航することが危惧され現実的な対策ではないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。(略)立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、営農活動が行われていることや、また、その中に個人が生活再建のために取得した農地が存在していることは認識しており、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」5ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「持続性 「将来にわたって持続可能といえるか」」において、設置した場合の平常時の土地利用上の制約や浸水時の土砂・塵芥処理の課題等について記載しています。また、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-5」6ページの「治水対策案の評価軸ごとの評価」の「遊水地案」及び「輪中堤案」の「地域社会への影響 「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」」において、水田等は常に浸水の恐れがあるため、営農意欲の減退など、農業地の地域の生活に影響を及ぼすと予想されることを記載しています。
②	<p>【芹川ダム発電容量買い上げ案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の渇水等の状況から、関係土地改良区等からの同意が得られないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」4ページの「新規利水対策案の評価軸ごとの評価」及び「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-11」4ページの「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」の「実現性 「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」」において、大分県土地改良事業団体連合会等から同意できないことを表明されている旨の記載をしています。
③	<p>【地下水取水案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な地盤沈下等の不安から除外すべき等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・ご指摘の趣旨に関しては、「大分川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場(第4回) 資料-8」5ページの「新規利水対策案の評価軸ごとの評価 「環境への影響 「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」」」において、地下水の利用に対し、地盤沈下を起こすおそれがあることを記載しています。